注１　この表に掲げる周波数は、海岸局と通信を行う場合に限る。

［２・３　略］

４　⑶は、データ通信を行う海上移動業務の局からの混信を容認する場合に限り使用することができる。

［５　略］

６　⑸は、海上保安用にも使用することができる。

７　⑹は、公共業務用にも使用することができる。

［削る］

ウ　デジタル選択呼出し用

使用電波の型式及び周波数（kHz）
Ｆ１Ｂ
4,180.5(1)
4,207.5(2)
4,208　(3)
4,208.5(4)
4,209　(4)
6,275.5(1)
6,312　(2)
6,312.5(3)
6,313　(4)
6,313.5(4)
8,391.5(1)
8,414.5(2)
8,415　(3)
8,415.5(4)
8,416　(4)
12,521　(1)
12,577　(2)
12,577.5(3)
12,578　(4)
12,578.5(4)
16,721　(1)
16,804.5(2)
16,805　(3)
16,805.5(4)
16,806　(4)
18,872　(1)
18,898.5(4)
18,899　(3)
18,899.5(4)
22,318　(1)

注１　この表に掲げる周波数は、外国の海岸局と通信を行う場合に限る。

［２・３　同左］

４　⑶は、漁業用（地区別）にも使用することができる。

［５　同左］

６　⑸は、公共業務用にも使用することができる。

７　⑹は、海上保安用にも使用することができる。

８　⑺は、スエズ運河を航行する船舶の船舶局が外国の海岸局と通信を行う場合に限る。

ウ　デジタル選択呼出し用

使用電波の型式及び周波数（kHz）
Ｆ１Ｂ
4,180.5(2)
4,207.5(3)
4,208　(1)
4,208.5(1)
4,209　(1)
6,275.5(2)
6,312　(3)
6,312.5(1)
6,313　(1)
6,313.5(1)
8,391.5(2)
8,414.5(3)
8,415　(1)
8,415.5(1)
8,416　(1)
12,521　(2)
12,577　(3)
12,577.5(1)
12,578　(1)
12,578.5(1)
16,721　(2)
16,804.5(3)
16,805　(1)
16,805.5(1)
16,806　(1)
18,872　(2)
18,898.5(1)
18,899　(1)
18,899.5(1)
22,318　(2)